

【控訴審判決】 地位確認等請求控訴事件

【事件番号】 東京高等裁判所判決／令和４年（ネ）第６６１号

【判決日付】 令和４年９月６日

【判示事項】 会社が労働者に対して行った普通解雇につき、当該労働者による具体的な非違行為等を認定し、解雇権を濫用したものとは認められないとして、当該労働者による労働契約上の地位確認及び未払賃金支払の各請求を棄却した１審判決を維持し、控訴を棄却した事例

【参照条文】 労契法１６

【掲載誌】 判例時報２５７０号８７頁

主 文

- １ 本件控訴を棄却する。
- ２ 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第１ 控訴の趣旨

- １ 原判決を取り消す。
- ２ 控訴人が、被控訴人に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- ３ 被控訴人は、控訴人に対し、令和２年８月から本判決確定の日まで、毎月２０日限り、３９万８０２４円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払え。

第２ 事案の概要

１ 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人は、従業員である控訴人について、悪質な非違行為等があり、勤務態度の改善がみられないなどとして普通解雇を行ったが、上記解雇は解雇権を濫用した無効な解雇であるなどと主張して、労働契約に基づき、①労働契約上の権利を有する地位にあることの確認、②令和２年８月支払分以降の未払賃金月額３９万８０２４円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで民法所定の年３分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服と

して控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、次項に当審における控訴人の補充主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、略称の使用は、特に断らない限り、原判決の例による。

（原判決の補正）

原判決2頁13行目〈編注・本号後掲91頁1段27行目〉の「原告」の次に「（昭和46年▲月▲日生）」を加える。

3 当審における控訴人の補充主張

〈編注・本誌では証拠の表示は省略ないし割愛します〉

（1）本件積荷崩し行為等は、控訴人が一時的な鬱憤を晴らすために行った突発的なものにとどまる上、控訴人の上司である訴外P2は、同行為から3日も経ってから控訴人との面談をして始末書の提出を求めたにすぎないし、訴外P2が作成した報告書にも控訴人が「ワザと強く押した」としか書かれていないことからすると、訴外P2は、本件積荷崩し行為等を解雇に相当するような事案とは考えていなかった。また、被控訴人と契約関係にあったD株式会社（訴外荷主）は、本件積荷崩し行為等を返品伝票1枚で済ませており、被控訴人に対して嚴重注意や控訴人の解雇を求めるような要求をしていない。さらに、被控訴人は、配送先のEに対して本件積荷崩し行為等について報告すらしておらず（なお、被控訴人は、控訴人に係る団体交渉において、商品の中身が割れていたことや、Eから嚴重注意を受けたと虚偽の説明をし、その後長期間にわたってその主張を撤回しなかった事実がある。）、被控訴人の職場でも特段の受け止めがされたとの立証はないのであり、損害額もわずか1550円にすぎない。以上の事情からすれば、本件積荷崩し行為等は、解雇に相当するような悪質な行為とはいえず、本件解雇は合理性がない。

（2）本件積荷崩し行為等によって被控訴人が被った損害は、最大でも1550円と低額であり、従前、控訴人が本件積荷崩し行為等と類似する行為を行った事実はなく、利得を得ようとして行ったものでもないものであり、控訴人は本件積荷崩し行為等について深く反省して、改善の可能性もある。また、被控訴人の控訴人に対する過去の注意指導歴についても、被控訴人は、控訴人の言動が原因で新人ドライバーが退職したと主張するが、この件で控訴人が懲戒を受けたことはなく、注意指導書1枚が残されたのみであり、その半年後には、控訴人の主張に沿って本件和解が成立し、控訴人の労働条件が改善されていることからすれば、被控訴人にとって新人ドライバーが退職した件は大した問題ではなかったといわざるを得ず、また、被控訴人は、大

した事案でなくとも注意指導書を出しており、その枚数や回数等を重視することはできない。さらに、死亡事故をはじめトラックを廃車にするような被控訴人に多大の損害を及ぼす事故を起こし、又は危険なあおり運転等を含む交通法規違反を行っておきながら解雇されていない従業員がおり、本件解雇はそのような従業員との均衡を失するものである。加えて、本件解雇を決定した被控訴人の懲罰委員会は、約３０分の検討時間の中で控訴人に有利な点を一切検討しておらず、解雇理由書にもＥに関する誤った事実を記載したとの問題があることなどからすれば、本件解雇は相当性を欠くというべきである。

（３）被控訴人は、控訴人から前件の訴訟を提起されたこと、控訴人が本件組合に加入するや減便に及んだため、控訴人から不当労働行為として救済命令の申立てを受けたこと、被控訴人が定めた諸規則に違反した場合は「いかなる処罰を受ける事に異議はございません」との文言の入った念書へのサイン及びその提出を拒否したこと、さらに、控訴人が被控訴人の各事業所に街宣活動を繰り返したことから、控訴人を解雇して、会社から排除したいと考えていたのであり、そのような理由に基づく本件解雇は不当であり、無効である。

第３ 当裁判所の判断

１

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次項のとおり原判決を補正し、３項に当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第３に記載のとおりであるから、これを引用する。

２ 原判決の補正

（１）原判決１０頁１０行目〈同９３頁３段１６行目〉の「本件映像には、」の次に「控訴人の」を、同行の「写っている」の次に「ほか、控訴人以外の被控訴人の従業員が本件倉庫内で作業を行っている様子も映っている」をそれぞれ加える。

（２）原判決１２頁１１行目〈同９４頁２段６行目〉の「同月１２日、」の次に「本件倉庫の防犯カメラの映像（本件映像）を抽出するとともに、」を加える。

（３）原判決１５頁２１行目〈同９５頁２段２２～２３行目〉の「右膝関節捻挫」及び同頁２３行目〈同２７行目〉の「顔面打撲」の次に「の傷害」をそれぞれ加える。

（４）原判決１８頁１７行目〈同９６頁２段８～９行目〉の「前記解雇処

分通知書」を「前記懲戒処分通知書」と改める。

(5) 原判決19頁12行目の「業務を」を「業務の」と改め、同頁15行目〈同3段16行目〉の「また、」の次に「本件映像及び」を加える。

(6) 原判決20頁6行目〈同4段9～10行目〉の「商品の間には」を「商品の間は比較的狭くなっているものの」と改める。

(7) 原判決23頁22行目から次行にかけて〈同98頁1段2～3行目〉の「いうべきであって、」の次に「控訴人が本件積荷崩し行為等以前にも被控訴人から多数回の注意等や2度の懲戒処分を受けていることに加え、」を加える。

3 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件積荷崩し行為等がその一時的な鬱憤を晴らすために行った突発的なものにとどまる上、損害額もわずか1550円にすぎず、控訴人の上司訴外P2が本件積荷崩し行為等を解雇に相当するような事案とは考えておらず、取引先である訴外荷主も被控訴人に対して嚴重注意や控訴人の解雇を求めるような要求をしていないのであり、他方、被控訴人が控訴人に係る団体交渉において虚偽の説明を行っていたことなどの事情からすれば、本件積荷崩し行為等は、解雇に相当するような悪質な行為とはいえず、本件解雇には合理性がない旨主張する。

しかし、当審が補正の上引用する原判決に認定判断するとおり、本件積荷崩し行為等は、損害額自体は比較的低額ではあるものの、顧客から預かった商品を故意に損壊するものであり、それ自体当該顧客の被控訴人に対する信用を失わせ、被控訴人の従業員に対しても悪影響を及ぼす行為であったというべきである。また、控訴人は、本件積荷崩し行為等に至るまでも、被控訴人から度々注意等を受けるような行為を繰り返し、他の従業員に対する暴力行為や本件粗暴言動に及んで懲戒処分を受け、本件譴責処分の際には、トラブルを引き起こした場合には厳しい処分となる可能性があるとの嚴重注意を受けておきながら、本件積荷崩し行為等に及んだとの経緯等が認められ、その経緯等に照らすと、控訴人の粗暴な性向には改善の可能性が乏しいといわざるを得ないのであり、これらの事情に照らせば、控訴人が主張する事情を踏まえても、本件解雇に合理性がないとはいえない。したがって、控訴人の主張を採用することはできない。

(2) 控訴人は、本件積荷崩し行為等によって被控訴人に与えた損害は低額であり、控訴人が本件積荷崩し行為等と類似する行為を行った事実はなく、利得を得ようとしたものでもないものであり、控訴人が深く反省して改善の可能性もあること、控訴人に対する過去の注意指導歴においても解雇に相当するような重大なものはなく、かえって、控訴人と被控訴人との間で、控

訴人の主張に沿った本件和解が成立し、労働条件が改善されていること、死亡事故をはじめトラックを廃車にするような重大事故を起こし、又は交通法規違反を行ったのに解雇されていない従業員がおり、本件解雇との均衡を失うこと、被控訴人の懲罰委員会において控訴人に有利な点を一切検討しておらず、解雇理由書にもEに関する誤った事実が記載されているとの問題があることなどからすれば、本件解雇は相当性を欠く旨主張する。

しかし、控訴人以外の従業員が起こした交通事故や交通法規違反の具体的な状況や態様等は明らかにされていない上、当該従業員に対する指導や処分歴、改善の可能性の有無等も判然としないから、当該従業員と控訴人とを単純に比較することはできない。また、当審が補正の上引用する原判決に認定判断するとおり、本件積荷崩し行為等の行為の悪質性や控訴人の従前の注意・処分歴、その改善可能性に乏しいことなどに照らすと、控訴人が主張する点を踏まえても、本件解雇が相当性を欠くとはいえない。したがって、控訴人の主張を採用することはできない。

(3) 控訴人は、控訴人が、不当労働行為による救済命令の申立てを行い、念書へのサイン及びその提出を拒否し、被控訴人の各事業所に街宣活動を繰り返したことから、被控訴人は、控訴人を解雇して、会社から排除したいと考えていた旨主張する。

しかし、被控訴人が控訴人に係る団体交渉において誤った説明を行ったとの事実や控訴人の本件組合への加入等をよく思わなかったとの一面があるとしても、被控訴人が本件解雇に及んだのは、当審が補正の上引用する原判決に認定判断するとおり、控訴人の処分歴等を背景とした本件積荷崩し行為等を主な理由とするものであると認められ、控訴人が同組合に加入して、組合活動等を行ったことなどを理由として本件解雇に及んだと認めることはできない。したがって、控訴人の主張を採用することはできない。

4 その他、原審及び当審における当事者双方の主張に鑑み、証拠の内容を検討しても、当審における上記認定判断（原判決引用部分を含む。）を左右しない。

第4 結論

よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 増田稔 裁判官 鈴木博 日暮直子)